

## 白神山地世界遺産地域へ入山される皆様へ

# 入山の際は、入山マナーを守りましょう!

### ◇動植物を大切に!

白神山地の自然はみんなのものです。

樹木に傷をつけたり、植物を採ったり踏み荒らさないでください。

### ◇ゴミは持ち帰りましょう!

野生生物に悪影響を及ぼす恐れがあるのでゴミは絶対に捨てないで下さい。

必ず持ち帰りましょう。

### ◇たき火はやめましょう!

山火事の原因になります。

### ◇ペットの持ち込みは止めましょう!

貴重な生態系に悪影響を与える恐れがあります。



## 今般の樹木損傷被害に関して情報をお持ちの方は、下記にお知らせください。

白神山地世界遺産地域連絡会議事務局

東北森林管理局計画課 自然遺産保全調整官 ☎018-836-2489

☎018-836-2203

## 守ろう! 確かめよう! この最低賃金

すべての労働者に適用される「秋田県最低賃金」は、平成20年11月2日から「時間額629円」に改正されています。また、特定の産業に適用される4つの「産業別最低賃金」も次のとおり改正されました。なお、産業別最低賃金が適用される事業所であっても、18歳未満、65歳以上、雇入れ後6ヶ月未満で技能習得中の労働者などは秋田県最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生日
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	時間額 740円	平成20年12月26日
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)	時間額 698円	平成20年12月26日
自動車・同附属品製造業	時間額 729円	平成20年12月27日
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	時間額 714円	平成20年12月26日

### 【お問い合わせ先】

秋田労働局賃金室

秋田労働局ホームページ

能代労働基準監督署

☎018-883-4266

<http://www.akita-rodokyoku.go.jp>

☎0185-52-6151